

令和5年度地下水質測定結果について

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151メッシュ(群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	99	97	A項目(注1)	10月～12月
		47	B項目(注1)	
		24	C項目(注1)	
		18	D項目(注1)	
		9	E項目(注1)	
前橋市	14	28項目(注2)		11月
高崎市	17			
伊勢崎市	9			
太田市	12			

(注1)県が実施する99井戸では、過去の結果等を勘案し、対象物質を5段階に区分して調査しています。

一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。5段階の区分は次のとおり。

【A項目】硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、六価クロム、ふっ素、鉛、砒素

【B項目】カドミウム、ほう素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン

【C項目】1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、クロロエチレン、四塩化炭素

【D項目】セレン、1,4-ジオキサン、全シアン、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ分析)

【E項目】PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(注2)28項目とは、A～E項目の物質のすべて。

(3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15本の井戸で、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが1本の井戸で環境基準を超過しました。

ア 令和5年度地下水質概況調査環境基準超過一覧(単位:mg/L)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

井戸番号	所在地	測定結果
33-35	みどり市笠懸町西鹿田	17
66-35	渋川市北橋町上南室	21
69-35	榛東村大字広馬場	33
75-35	藤岡市緑埜	13
78-35	藤岡市保美	11
94-35	安中市野殿	23
137-35	邑楽町大字赤堀	27
3-35	前橋市勝沢町	21

井戸番号	所在地	測定結果
4-32	前橋市堀越町	13
8-32	前橋市茂木町	11
18-35	高崎市箕郷町生原	20
27-35	高崎市栗崎町	14
47-35	太田市藪塚町	12
48-35	太田市六千石町	20
51-35	太田市新田市野井町	27
環境基準(環境省告示第10号)		10

※井戸番号の「-」の前の数字が、メッシュ番号を表します。

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去 10 年間の環境基準超過状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
調査実施数	151	151	151	150	151	151	151	151	151	151
基準超過数	17	27	24	22	20	21	24	11	21	15
超過率(%)	11.3	17.9	15.9	14.7	13.2	13.9	15.9	7.3	13.9	9.9

1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

井戸番号	所在地	測定結果 (1,2-ジクロロエチレン)	測定結果 (トリクロロエチレン)
71-35	高崎市吉井町馬庭	0.053	0.018
環境基準(環境省告示第 10 号)		0.04	0.01

2 継続監視調査

(1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			計	調査時期
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物	重金属等		
群馬県	16	12	3	31	9 月
前橋市	5	6	—	11	10 月
高崎市	2	4	—	6	10 月
伊勢崎市	3	3	3	9	8 月、11 月、2 月
太田市	1	—	—	1	11 月
計	27	25	6	58	

(3) 調査結果

揮発性有機化合物及び重金属等の項目では、6地区7井戸(全15地区31井戸)で環境基準値の超過が確認されました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目では、19井戸(全27井戸)で環境基準値の超過が確認されました。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場については、有害物質の地下浸透防止のための構造等に関する基準において、立入検査による指導を行っています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水処理施設の整備を進めています。